

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
運転業務従事者安全衛生教育 開催案内

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者は、安全衛生に関する再教育を5年ごとに受ける必要があります。
この教育では、運転者の安全意識の向上、労働災害の防止について教育をいたします。

1. 受講対象者

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者（特例講習修了者を含む）

2. 講習の日時・場所・締切日

会場	開催日	場所	定員	締切日
出雲	7月6日（月）	出雲市塩冶有原町2丁目15 （出雲市民会館 301会議室）	80名	6月22日（月）

※締切日前に定員に達したら、申込みを締め切ります。

3. 講習科目及び時間割

《学科》 受講者の方の受付は8：50からとなります。

- ・最近の車両系建設機械の特徴 （2時間）
 - ・車両系建設機械の取扱いと保守 （2時間）
 - ・災害事例及び関係法令 （2時間）
- （学科1日 9：20～16：35）

4. 受講料(税込)

区分	講習時間	建災防島根県支部 会員	建災防島根県支部 非会員
全科目 （1日間）	学科6時間	8,800円 ※	11,000円

※建災防島根県支部会員は、教材費部分（2,200円）を免除しております。

5. 受講申込

以下の書類をそろえて支部または各分会へ申し込みください。

- ①受講申込書
- ②車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証の写し
- ③受講料（下記振込先への振込のみの対応となり支部及び分会窓口での現金収受はいたしません。）

(振込) 事前にお振込みいただき、振込の確認ができるもの(写し)を
申込書等に添付してお申し込みください。

振込先

山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572
建設業労働災害防止協会島根県支部

④氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称(以下「旧姓等」という。)の併記の希望がある場合
(修了証には氏名と併せて括弧書きで記載します。)

- ・旧姓を使用した氏名の場合
戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等
- ・通称の場合
住民票又はそれに類する証明書

6. 申込キャンセル等について

申込のキャンセル(受講日変更や受講者変更を含む)については、申込締切日までは受付いたします。
なお、申込締切日までにキャンセルの申し出があった場合に限り返金いたします。

7. その他

- ・修了者には、当日修了証を交付します。
- ・申込受付が完了しましたら順次受講票を送付しますので、当日ご持参ください。
(当日受講票を忘れた方は、本人確認のため運転免許証等確認いたします。)
- ・駐車場には限りがありますので、乗り合わせにご協力お願いいたします。
- ・建設機械施工管理技士合格の方は条件によって受講できますので、
ご希望の方は下記までお問い合わせください。

8. 問い合わせ

建設業労働災害防止協会島根県支部

〒690-0048

島根県松江市西嫁島1-3-17 電話0852-21-9004

9. 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)について

厚生労働省では、受講料の事業主負担が軽減される助成金制度が設けられています。

詳しくは、労働局または、厚生労働省のホームページをご覧ください。

※助成金を申請する場合は、受講申込書の写しが必要です。